

参考資料

改正の経緯

主な改正点

新旧対照表（本文）

改正の経緯

1 経緯

東京都環境局では、平成23年3月の東日本大震災を契機とし、その後平成24年4月に出された都の新たな被害想定を踏まえ、「災害時における高圧ガス施設の安全性の確保」など2つの課題を掲げ、その検討を行うために、学識経験者、関係業界、行政からなる「高圧ガスの保安及びLPガスの活用に関する検討会」を平成24年9月に設置し、平成25年3月に検討結果をとりまとめた。

その検討の中で、災害時における高圧ガス施設の安全性の確保のためには、ハード面の対策とあわせソフト面の対策として防災計画の策定が必要であるが、防災計画指針に基づく防災計画について形骸化している課題があり、①「実効性と機動性の向上」「平時からの安全意識の向上」「BCP（事業継続）の視点」の新たな視点を取り入れた指針の見直しが必要、②新たな指針に基づく防災計画等作成の働きかけとともに提出を求めていく、ことが必要であるとされた。

防災計画指針の改正について具体的に検討するためには、同指針に基づき防災計画を作成する事業所等の関係団体の意見を聴く必要があるため、高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議推進会議の基に、高圧ガス関係3協会より推薦を受けた者からなる専門委員会を設置し、検討のうえ必要な改正を行った。

2 専門委員名簿（委員氏名は敬称を省略）

委員氏名	所 属	備 考
木村 秀嘉	東京都環境局 環境改善部環境保安課長	委員長 (環境改善部長指名)
池田 賢治	公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会	(公社) 東京都高圧ガス保安協会からの推薦
松崎 勝	一般社団法人 東京都LPガス協会	(一社) 東京都LPガス協会からの推薦
山本 信博	一般社団法人 東京都LPガススタンド協会	(一社) 東京都LPガススタンド協会からの推薦者
青山 光雅	城南共同酸素株式会社	(公社) 東京都高圧ガス保安協会からの推薦
大渡 正	東京団地冷蔵株式会社	(公社) 東京都高圧ガス保安協会からの推薦

3 専門委員会開催状況

開催時期	主な開催内容
第1回 平成25年7月 2日	検討会報告、委員会への依頼、改正指針案の検討
第2回 平成25年8月26日	改正指針案のとりまとめ

主な改正内容

NO	項目	検討会報告書(欄外下段はその他のもの)	改正の考え方	(記載ページ)	防災計画指針改定案での記載	備考	
1	指針に基づく作成の働きかけ	①都は、防災計画等の作成を求められている事業所に対し、防災計画等を作成するよう働きかける必要がある。 ②また、法定検査等の機会を利用して、防災計画等の作成状況等を適宜確認する必要がある。	⇒		(現行指針と同様、対象事業所全てに計画作成を求めるが、指針による提出の義務付けの範囲は変えない。)	・防災計画確認調査委託を活用 ・24年度調査結果(添付資料)の活用	
2	指針以外の法令等に基づく防災計画等の承認	①別の法令(事業所防災計画等)や自社規程に基づき防災計画等を作成している事業所や、防災計画指針で防災計画等に盛り込むべき内容を実践している事業所も多いことから、事業所の負担を増やさないう、防災計画指針を満たしている場合は形式にこだわらず認めることが必要である	⇒	①指針に準じた内容となっている場合、指針に基づく防災計画として認める	・本文P3「3」 ・要領P21「2」	①「基本的事項」の「3 防災計画の取扱い及びその内容」で、「他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。」こととした。	本文第2章～第4章の内容:災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策
3	実効性の向上	①連絡先が古いままであったり防災計画指針の記載例をそのまま引用するなど、実効性を伴わない内容と思われるものが散見された。 いざという時に有効に機能する防災計画とするためには、事業所が必要に応じて内容の確認や変更を行い、防災計画が常に現状に即したものととなるよう、防災計画指針を通じて事業所に促していく必要がある。 ②また、各々の事業所の実情に即した対策を講じることができるよう、防災計画指針を通じて実効性の高い内容とするよう促す必要がある。	⇒	①計画の内容を見直しさせることにより実効性を確保する。 ②計画作成を通じ、自施設の安全性を確認させることにより、実効性を確保する。	・本文P6「3」 ・要領P23「3」	①②「予防対策」に「3 計画の確認と見直し」の項目を設け、明記した。 計画の見直しでは、「必要な時に計画の見直しが行えるよう、国や都、区市町村等の動向や防災に関する新たな知見について適宜確認すること」や、「計画策定後一定の期間が経過した場合は計画内容の確認を行い必要に応じて見直しを行うこと」を求めた。 ②「1 防災の基本的事項」中「(1)被害想定 of 把握」,「2 施設の安全化対策」中、「(2)耐震設計基準適合状況の確認」「(3)容器の転倒防止、流出防止」を明記し、これらの点も確認した計画とするなど、各事業所の実情を踏まえた計画を作成することとしている。	
4	機動性の向上	①一部の事業所では防災計画書の内容が膨大で、災害時に計画の内容が即座に確認できないと思われるものも散見された。 いざという時に計画に基づき必要な行動が取れるよう、防災計画指針の内容をシンプルで機動性の高い方向に見直す必要がある。	⇒	①発災当初、最低限行う内容をすぐに取り出せるようにすることにより、機動性を確保する。	・本文P6「4」 ・要領P23「4」	①「災害予防対策」の「4 機動性確保についての配慮」に「防災計画書は多岐にわたるため、計画作成時においては、初動時において最低限必要と思われる項目について、速やかに取り出せるなど、機動性確保に配慮すること」(項目例は、様式例6のとおり)	※要領中、様式例6(被災当初時に必要となると考えられる最低限の項目)P34
5	平時からの安全意識の向上	①都は、防災計画の内容について理解されているか、防災訓練や防災教育が適切に実施されているか、防災資器材が使用可能な状態で備えられているかなど、事業所が平時よりチェックすべき項目を防災計画指針に加える必要がある。 ②また事業所は、定期的に防災対策や安全意識について自らチェックし、都が必要ときに確認できるようにしておくことが必要である。	⇒	①報告書に記載された定期的にチェックさせる事項を明示する。 ②自己チェックできるようにする。また都が確認できるようにする。	・本文P6「3」 ・要領P23「3」	①②「予防対策」に「3 計画の確認と見直し」の項目を設け、明記した。 「(1)実施状況の確認」として「防災計画書に基づく取組については、実施計画や実施結果を文書化し保存しておくこと。また文書化した資料は必要な時に第三者による確認ができるようにすること。」とするとともに、例示した各様式中にも記載した。 また「(2)計画の見直し」として、「計画策定後一定の期間が経過した場合は計画内容の確認を行い必要に応じて見直しを行うこと」を求めた。	※要領中、様式例2～5(防災教育、防災訓練、防災資器材、安全対策)P30～33「計画及び実施記録については必要な時に第三者による確認ができるようにすること」として
6	BCP(事業継続)の視点	①高圧ガス施設の中には都民の暮らしに不可欠なガスを取り扱う事業所も含まれており、防災計画の中にBCPの視点を盛り込むことも必要である。 ②設備の安全性を確保するとともに従業員の生命をどのように守るのか、またどのような手順で復旧に努めるのか、あらかじめ検討し、適宜計画に盛り込むことが必要	⇒	①②必要なガスを扱う施設では、BCPの視点を盛り込むようにする。	・本文P10「2」 ・要領P26「2」	①②「災害復旧対策」の「2 事業継続計画(BCP)」の項目を追加し、「LPガスや酸素など、都民の生活に不可欠なガスを取り扱っている事業所においては、震災後も速やかに供給を行えるよう、あらかじめ事業継続計画(BCP)を定めるよう努める」こととした。また、BCP策定の際の手順を記載した。 ②なお、P5「2 施設等の安全化対策(1)⑥」に、「防災上重要な構内道路」の項目を設けた。	
7	その他	現行防災計画指針は平成10年策定のものであり、内容が古い部分がある。	⇒	今回の指針改正にあわせ、改訂する(条例名称、事業所防災計画告示改正)	・根拠:本文P3、要領P21、帰宅困難者:本文P5(7)、要領P22	根拠条例の名称を改定(「震災予防条例」→「震災対策条例」)するとともに、「災害予防対策」に「1 防災の基本的事項」に「(7)帰宅困難者対策」として、「家族等との安否確認のための連絡手段を確保する、また、従業員等の一斉帰宅を抑制する。」項目を追加。	・事業所防災計画告示:H25.4.1帰宅困難者対策の項目が追加→帰宅困難者:本文P5(7)、要領P22(7)
8	その他	同一施設・設備が複数の区分に該当する場合または同一事業所内に複数の施設・設備があり複数の区分に該当する場合に現行の指針上の適用が不明確な部分がある。	⇒	指針改正にあわせ規定する	・本文P3「3」 ・要領P21「2」	①「基本的事項」の「3 防災計画の取扱い及びその内容」で、「事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内に掲示するものとする。」次に「ただし、同一施設・設備が次表の複数の区分に該当する場合または同一事業所内に複数の施設・設備があり次表の複数の区分に該当する場合(いずれも第一種製造所の場合を除く)にあっては、より上位の取扱い(防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる)に包含して一括して取り扱うことができるものとする。」を追加した。	

新旧対照表【指針本文のみ】

現行指針			改正指針			改正趣旨
箇所	頁	内 容	箇所	頁	内 容	
指針本文	3	「1 目的」：東京都予防条例第14条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の発生防止又は被害の軽減を図る。	第1章 基本的事項	3	「1 目的」：東京都震災対策条例第10条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の発生防止又は被害の軽減を図る。	現行では対応条列名称や対応条項が変更となっているため
	3	「2 適用範囲」：この防災計画を作成する対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び酸素を取扱う、高圧ガス保安法適用事業所（第1種製造所、第1種貯蔵所、第2種製造所、第2種貯蔵所、特定高圧ガス消費者）、液石法適用事業所（許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備）		3	「2 適用範囲」：この指針の対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び支燃性ガスを取扱う、高圧ガス保安法適用事業所（第1種製造所、第1種貯蔵所、第2種製造所、第2種貯蔵所、特定高圧ガス消費者）、液石法適用事業所（許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備）	①文言整理（防災計画対象は→指針の対象は） ②技術の進展等により、酸素以外の支燃性ガスも出てきているため、これらの総称となる表現とした。（検討会において、右の改正趣旨に関する関係質疑があった。）【検討会・質疑】
	3	「2 適用範囲」(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）		3	「2 適用範囲」：(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）	文言整理
	3	「3 防災計画の取扱い及びその内容」 事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内に掲示するものとする。 防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。 防災計画表は、防災計画書の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。 なお、防災計画書の届出様式は、別添1のとおりとする。		3	「3 防災計画の取扱い及びその内容」 事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内での掲示をするものとする。 ただし、同一施設・設備が次表の複数の区分に該当する場合又は同一事業所内に複数の施設・設備があり次表の複数の区分に該当する場合（いずれも第一種製造所の場合を除く。）にあつては、より上位の取扱い（防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる。）に包含して一括して取り扱うことができるものとする。 防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。 防災計画表は、防災計画書の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。 ただし、他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。 なお、防災計画書の届出様式は、別添1（13ページ）のとおりとする。	既存指針では複数の区分に該当する場合の取扱いが明確でなかったため明確化したもの【専門委員会】 その他文言整理
		区分及び取扱いを示した表中、表側「液化石油ガス法」の「取扱い」欄 「防災計画表を作成し事業所内に掲示する。ただし、貯蔵能力が1万kg以上については、防災計画書を作成し届け出る。」		3	区分及び取扱いを示した表中、表側「液化石油ガス法」の「取扱い」欄 「防災計画表を作成し事業所内に掲示する。ただし、貯蔵能力が1万kg以上の場合については、防災計画書を作成し届け出る。」	文言整理
	4	用語の定義 本指針において掲げる用語の定義は、高圧ガス保安法、大規模地震対策特別措置法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところのほか、以下による。		4	用語の定義 本指針において掲げる用語の定義は、高圧ガス保安法、大規模地震対策特別措置法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところのほか、次による。	文言整理
別添1 防災計画	5	1 防災の基本的事項 (1) 地震防災体制の確立 防災計画書の作成にあつては、(略) (4) 防災訓練 応急対策及び応急措置を的確かつ迅速に実施するために地震防災組織を中心とした総合訓練、各班を中心とした部分訓練を地震防災訓練計画に基づき実施する。 (5) 防災資器材 (略)	第2章 災害予防対策	5	1 防災の基本的事項 (1) 被害想定把握 防災計画の作成にあつては、当該事業所で起こりうる地震災害の程度をあらかじめ把握しておく。また都が公表する被害想定等の情報を参考にする。 (2) 地震防災体制の確立 (略) (5) 防災訓練 応急対策及び応急措置を的確かつ迅速に実施するために地震防災組織を中心とした総合訓練及び各班を中心とした部分訓練を地震防災訓練計画に基づき実施する。 (6) 防災資器材 (7) 帰宅困難者対策 家族等との安否確認のための連絡手段を確保する、また、従業員等の一斉帰宅を抑制する。	【検討会】【実効性・機動性の確保（被害想定を把握）】実情に即した計画を策定 文言整理
	2 施設の安全化対策	2 施設の安全化対策 (略) (1) 高圧ガス設備を収容する建築物（収容室、貯蔵室、機械室等） (2) 高圧ガス設備の基礎等 (3) 貯槽等の附属設備 (4) 配管 (5) 除害設備 (6) その他必要なもの		5	2 施設の安全化対策 (1) 安全性の点検・確認 (略) ①高圧ガス設備を収容する建築物（収容室、貯蔵室、機械室等） ②高圧ガス設備の基礎等 ③貯槽等の附属設備 ④配管 ⑤除害設備 ⑥防災上重要な構内道路	事業継続するために施設として構内道路を確保する必要があると考えられるため、記載することとした。 また、構内道路は、安全な避難路を確保するうえからも重要であると考えられる。 【検討会】【BCP*（事業継続）の視点】
2 施設の安全化対策	5	(略)	第2章 災害予防対策	5	(2) 耐震設計基準適合状況の確認 国の高圧ガス設備等耐震設計基準の対象となる耐震設計構造物については、レベル1耐震性能又はレベル2耐震性能への適合を確認する。また、耐震性能を満たしていないことが判明した場合には速やかに必要な措置を講ずる。	①検討会報告（都の新たな被害想定）を踏まえ、耐震設計基準適合状況を確認すること、当該事業所の立地条件等を勘案し施設（設備）の安全性の確認が必要となったため【検討会】【実効性と機動性の向上】 ②「耐震設計基準への適合」について、「耐震性能」とし、レベル1、レベル2耐震性能への適合を確認することとした。
				6	(3) 容器の転倒防止及び流出防止 地震の揺れにより容器が転倒しないよう措置を講じる。また、津波等による浸水が想定される場合は、浸水により容器が流出しないよう措置を講じる。	今回の検討会報告（都の新たな被害想定）を踏まえ、当該事業所の立地や設備（地上部の容器）等を勘案し、地震や浸水に対する、施設（設備）の安全性の確認が必要となったため【検討会】【実効性と機動性の向上】

現行指針			改訂指針			改正趣旨
箇所	頁	内容	箇所	頁	内容	
2 施設の安全化対策	5		第2章 災害予防対策	6	<p>3 計画の確認と見直し</p> <p>(1) 実施状況の確認 防災計画書に基づく取組の実施状況を記録し、必要な時に第三者による確認ができるようにする。</p> <p>(2) 計画の見直し 国、都又は区市町村の防災計画の見直しその他状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行う。</p> <p>4 機動性確保についての配慮 防災計画書は多岐にわたるため、計画の作成に当たっては、初動時において最低限必要と思われる項目について、速やかに取り出せるなど、機動性確保に配慮すること。</p> <p>(※参考：別に、様式例6（P32）で具体的に例示している）</p>	<p>検討会報告書による対応の方向性として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の確認「防災計画書に基づく取組の実施状況を記録し、必要な時に第三者による確認ができるようにする。」 ・計画の見直し「国や都、区市町村の防災計画の見直しやその他状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行う。」 ・一部の事業所では防災計画書の内容が膨大で、災害時に計画の内容が即座に確認できないと思われるものも散見された。 <p>いざという時に計画に基づき必要な行動が取れるよう、防災計画指針の内容をシンプルで機動性の高い方向に見直す必要がある。</p> <p>【検討会】【平時からの安全意識の向上】</p> <p>機動性確保：「計画作成時においては」→「計画の作成にあたっては」と文言を整理した。</p>
4 応急措置	7	地震が発生した時は、次の各号に係る措置を講ずる。 (1) 地震時の初期措置 ①地震を感知した時は、直ちに高圧ガスの全施設について点検し異常の有無を確認する。 地震感知時の高圧ガス施設の点検については目視等で施設全体を行うが、特に危険な箇所及び地震に脆弱な部分については防災細則であらかじめ定められた点検方法により綿密に点検を行う。 ②地震の規模が大きく高圧ガス施設に相当な影響を与えると判断する時は、・・・ (略)	第3章 災害応急対策	7	地震が発生したときは、次の各号に係る措置を講ずる。 1 地震時の初期措置 (1) 施設の点検 地震を感知したときは、直ちに高圧ガスの全施設について点検し異常の有無を確認する。 地震感知時の高圧ガス施設の点検については目視等で施設全体を行うが、特に危険な箇所及び地震に脆弱な部分については各事業所であらかじめ定められた点検方法により綿密に点検を行う。 (2) 機器の運転停止 地震の規模が大きく高圧ガス施設に相当な影響を与えると判断するときは、 以下（略）	文言整理
		(2) ガス漏えい時の措置 漏えいを発見した時は直ちに関係者に連絡すると共に漏えい箇所の発見に努め、漏えい防止のための適切な措置を講ずる。 ①緊急しや断弁、元弁等を閉止しガスの流出、拡散を防止する。 ②漏えい量が少なく漏えいを防止できる場合には、漏えいガスの物性及び状態に応じた防止措置を実施する。 ③えい量が多いか漏えい箇所が不明で漏えいを防止することが困難な場合で、かつ火災又は中毒等の危険がある時は、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 (3) 漏えいガスに引火した時の措置 ①漏えい箇所が明らかで消火後直ちに漏えいを防止することが可能な時は、消火に努める。 ②漏えい箇所が不明又は消火後直ちに漏えいを防止することが困難な時は、弁操作等により漏えいを最小限にすると共に周囲への延焼防止に努める。			2 ガス漏えい時の措置 漏えいを発見したときは直ちに関係者に連絡するとともに漏えい箇所の発見に努め、漏えい防止のための適切な措置を講ずる。 (1) 緊急しや断弁、元弁等を閉止しガスの流出及び拡散を防止する。 (2) 漏えい量が少なく漏えいを防止できる場合には、漏えいガスの物性及び状態に応じた防止措置を実施する。 ① 液化ガスが漏えいしたときは、土のうその他を使用し事業所外又は下水等に流入することを防ぐ。 ② 毒性ガスが漏えいしたときは、漏えい箇所をできる限り密閉し、除害の措置を講ずる。 ③ 可燃性ガスが漏えいし着火するおそれがある場合は、ガスの拡散を図り着火を防止する。 ④ 支燃性ガスが構内に流出した場合は、土のうその他を使用して油脂類又は可燃物等に接触させない措置を講ずる。 (3) 漏えい量が多いか漏えい箇所が不明で漏えいを防止することが困難な場合で、かつ火災又は中毒等の危険があるときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 3 漏えいガスに引火したときの措置 (1) 漏えい箇所が明らかで消火後直ちに漏えいを防止することが可能なときは、消火に努める。 (2) 漏えい箇所が不明又は消火後直ちに漏えいを防止することが困難なときは、弁操作等により漏えいを最小限にするとともに周囲への延焼防止に努める。	文言整理
4 応急措置	7	(4) 周囲火災時等の措置 高圧ガス施設の周囲等に火災が発生した時は、高圧ガス施設への影響を最小限にするような措置を講ずる。 ①貯槽その他高圧ガスが大量に貯蔵されている施設に危険が及ぶと判断された時は、散水その他の冷却措置を講ずると共に状況に応じて安全な方法等によりガスを放出する。 ②火災により容器に危険が及ぶおそれがある時は、容器を安全な場所に移動するか水中に埋没する等の措置を講ずる。 ③高圧ガス施設又はその周囲に火災が発生し、鎮火することが困難な時は、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 (5) 避難誘導 高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して避難誘導を行う。 ①災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員を残し、あらかじめ定めた避難場所に避難するとともに事業所の周囲に避難場所を表示する。 ②避難する事業所員は附近住民に対する誘導要員と協力し、附近住民に対し当該事業所が危険な状態であることを周知させ避難誘導に努める。	第3章 災害応急対策	7	4 周囲火災時等の措置 高圧ガス施設の周囲等に火災が発生した時は、高圧ガス施設への影響を最小限にするような措置を講ずる。 (1) 貯槽その他高圧ガスが大量に貯蔵されている施設に危険が及ぶと判断されたときは、散水その他の冷却措置を講ずるとともに状況に応じて安全な方法等によりガスを放出する。 (2) 火災により容器に危険が及ぶおそれがあるときは、容器を安全な場所に移動するか水中に埋没する等の措置を講ずる。 (3) 高圧ガス施設又はその周囲に火災が発生し、鎮火することが困難なときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 5 避難誘導 高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して避難誘導を行う。 (1) 災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員を残し、あらかじめ定めた避難場所に避難するとともに事業所の周囲に避難場所を表示する。 (2) 避難する事業所員は付近住民に対する誘導要員と協力し、付近住民に対し当該事業所が危険な状態であることを周知させ避難誘導に努める。	文言整理
5 震災後の運転再開時等の措置	7	5 震災後の運転再開時等の措置 地震の影響を受けた高圧ガス施設は次の基準に従い設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する。 また、高圧ガス施設等の復旧活動時の災害発生を防止するため、被害を受けた施設等の使用禁止措置や工事関係者に対する安全指導等を行う。 (1) 震度4以下の地震を受けた時 ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。 (2) 震度5弱以上の地震を受けた時 ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。但し、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。 (3) ガス漏えい等の事故が発生した時 直ちに定期自主検査等を実施し、異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。	第4章 災害復旧対策	10	1 震災後の運転再開時等の措置 地震の影響を受けた高圧ガス施設は次の基準に従い設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する。 また、高圧ガス施設等の復旧活動時の災害発生を防止するため、被害を受けた施設等の使用禁止措置や工事関係者に対する安全指導等を行う。 (1) 震度4以下の地震を受けたとき ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。 (2) 震度5弱以上の地震を受けたとき ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。ただし、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。 (3) ガス漏えい等の事故が発生したとき 直ちに定期自主検査等を実施し、異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。 2 事業継続計画 LPガスや酸素など、都民の生活に不可欠なガスを取り扱っている事業所においては、必要に応じ、震災後も速やかに供給を行えるよう、あらかじめ事業継続計画（BCP）を定めるよう努める。 BCPを策定する際は、次の手順に基づき行う。 (1) BCP基本方針の決定 BCPに取組む目的及びBCPの対象とすべき事業とその復旧目標を決める。 (2) 重要業務・経営資源の特定 その事業で優先的に復旧すべき業務とその業務に必要な経営資源を特定する。さらに災害発生直後の緊急対応の方法を決める。 (3) 事業継続対策の決定 経営資源の被災想定に対して事前の予防・低減策と災害発生後の事業継続策を策定する。 (4) BCP文書の作成 これまでに策定した内容の文書化を行い、検証や訓練のための演習計画を策定する。 (5) 演習と改善 実際に演習を実施し、検証し、BCPを改善する。	<p>文言整理</p> <p>①高圧ガス施設の中には都民の暮らしに不可欠なガスを取り扱う事業所も含まれており、防災計画の中にBCPの視点を盛り込むことも必要である。</p> <p>②設備の安全性を確保するとともに従業員の生命をどのように守るのか、またどのような手順で復旧に努めるのか、あらかじめ検討し、適宜計画に盛り込むことが必要</p> <p>【検討会】【実効性と機動性の向上】（BCPの視点）</p>

平成 25 年 9 月改定
平成 25 年 月発行

平成 25 年 度
登録第 4 8 号

高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針

編集・発行 東京都環境局環境改善部環境保安課
東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 03(5388)3541 ファイル